

# 男鹿市木材の利用促進に関する基本方針

## 第1 目的

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等の為の建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、秋田県が定めた県産材利用推進方針（平成13年3月12日 県産材利用推進会議決定、令和2年5月27日 改正）に即して、建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における地元産木材利用の目標、地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等、地元産木材の利用促進に向けた取り組み、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

## 第2 建築物等における木材の利用の促進の意義

男鹿市が公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と脱炭素社会の両立を推進することにより、地域の林業・木材産業の活性化や適切な森林整備の促進などに資するとともに、その効果に対する市民の理解を深めながら、民間建築物等での木材利用を促していく。

### （1）木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、県や市による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、市民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、民間の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

### （2）森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する公益的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

## 第3 男鹿市地元産木材利用推進方針

### （1）地元産木材を利用すべき公共建築物

#### ① 市が整備する公共建築物

広く市民一般の利用に供される学校施設、社会福祉施設（保育園等）、病院・診療所、運動施設、社会教育施設（公民館等）、公営住宅等のほか、市の事務・事業に使用される庁舎等を含むものとする。

#### ② 民間事業者が整備する①に準ずる公共性の高い建築物

当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性の高いと認められる建築物を含むものとする。

## (2) 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進

市が整備する公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において内装等の木質化を推進する。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものについては、木造化推進の対象としないものとする。

## (3) 公用備品等における地元産木製品導入の推進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品については、地元産木製品の利用に努めるものとする。

また、屋外に設置する公共建築物の案内板等の設置に当たっても、積極的に地元産材を使用するものとする。

## (4) 公共土木事業における間伐材利用の推進

公共土木事業においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求められてきていることから、防風柵のほか法面保護や護岸、水路など公共土木施設等への小径木等スギ間伐材の利用を積極的に推進するものとする。

## (5) 一般建築物への地元産木材利用の推進

地域の人々が安心し、かつ愛着をもって住める住宅づくり等、一般建築物への地元産木材の利用について市内の建築士、大工・工務店等住宅建築を担う者や建具等木材加工に携わる者等と連携し、地元産木材利用を推進するものとする。

## (6) 木質資源の多角的利用

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しながら、その推進を図るものとする。

## 第4 推進の取組

(1) 男鹿市は公共建築物等における地元産木材の利用に努めるとともに、民間団体その他の関係者の協力を得つつ、民間の建築物も含めた次に掲げる施策の効果的な推進を図る。

- ① 木材の利用の促進のための方針の策定
- ② 木材生産拡大の推進
- ③ 木材需要拡大の推進
- ④ その他林業振興に関すること

(2) 公共建築物等の整備計画を庁内において適格に把握し、地元産木材の利用の推進を図る。

(附 則)

この男鹿市木材の利用促進に関する基本方針は、平成24年 4月 1日から施行する。

令和 5年 2月 7日 一部改正